

日本労働弁護団主催 緊急院内集会（2023年4月19日）
フリーランスの実効的保護について

弁護士菅俊治

Q) 公正な取引慣行をどのように確立、普及していくか？
「フリーランス取引適正化法」案に足りないもの

(1) 業界ごと、業種ごとに標準契約書を作成する
＜お隣の国に例がある＝韓国＞ 2011年芸術家福祉法 財団、66種類

◎標準脚本契約の場合

- ・脚本制作を段階的に定義している（3条）
 - 「原案」：ジャンル、企画意図、テーマ、核心あらずじ
主要登場人物、主要事件、時空間的背景
単なるアイデアでなく、著作物としての創作性がある
 - 「トリートメント」：原案を具体化したもの
 - ・プロットの展開が行われる
 - ・主要登場人物の描写、人物間の関係と葛藤構造
 - ・主要シーケンスの事件と時空間背景
 - 「シナリオ」：台詞とト書きからなるシーン単位で作成
映画制作および撮影が可能な完結した形態と構造
- ・シナリオ執筆期間、提出期間、中間報酬の定めがある（4条,10条）
- ・執筆中断、その場合の権利の帰属、精算の定めがある（5条）
- ・権利の帰属について定めがある（8条）
 - 2次使用権について協議して対価を支払う義務
 - 最長5年以内に映画を制作しない場合は著作権が返還される
 - 標準映画化利用許諾契約書、標準映画化権利譲渡契約書を別途締結
- ・対価の支払いの透明性（10条）
 - トリートメント段階の執筆料が20%以上であること
 - 収益の一定割合（収益持分率）を対価として支払う義務
 - 純利益、制作会社、メイン投資会社の有無や額を報告する義務

★日本の現状は？

- ・プロットライターはノーギャラ
- ・繰り返される修正
- ・完成校を出しても企画がぼしゃればお蔵入り
- ・放送された後に、じゃあ契約は…

◎標準出版契約書の場合

- ・解約条項（22条）の中に、セクハラ・性暴力被害防止・救済条項
加害役職員の関連業務からの排除要請権と出版権者の措置義務。

◎映画産業標準勤労契約書

- ・ 予想撮影回数、予想制作期間、撮影準備期間・撮影期間・ポストプロダクションの期間を定める（2条）
- ・ 「韓流」映画の補助金支給時に「参考にする」

◎放送番組制作スタッフ標準勤労契約書

- ・ 制作会社の賃金未払いの際、放送会社への賃金直接請求（11条）
放送会社と制作会社との間の契約にも盛り込む

（2）標準契約書の普及と改良

<過去に経験がある＝工事請負の経験>

現在の民間連合協定「工事請負契約約款」

・ 明治時代

発注者に雇用された監督の厳しい監視、全責任を負う片務的内容

・ 建築業協会、建築学会、日本建築協会、日本建築士会が発足

当事者たちが改善の努力を始めた

大正12年（1923）年 100年前 四会連合協定

・ 昭和24年建設業法、昭和25年公共工事請負契約約款の策定

徐々に改正を重ねている。

（3）交渉力の強化を支援する

◎ 情報を集めることが交渉力になる

- ・ （日本の）脚本家は孤独で、ほかの脚本がどんな契約をしているかはまったく知らない。
- ・ なにか自分が損をさせられているのではないかと思ったときは、自分を育ててくれたシナリオ学校の先生に相談してきた。そこには情報が集まっているので、有益なアドバイスをもらえることが多い。

◎ 組織化：協同組合・労働組合の活動を保護、支援する

フリーランス保護を政策として打ち出すのは良いこと

しかし労働組合活動の保護も併せて政策に盛り込む

（4）「偽装雇用」の問題

フリーランスの契約形式が偽装されているが、実際には労働者として扱うべき場合が多々ある。

◎ 総合的な相談体制、紛争処理体制＝たらい回しにしない

◎ 労働者性の推定規定、みなし規定の創設

- ・ 軽貨物運送の運転手、美容師・ネイリスト、語学音楽教室等の講師

◎ 行政機関の機能強化

- ・ 社会保険料の徴収＝公正で持続可能な社会